

「岡山市浸水対策の推進に関する条例」の概要

(平成29年4月1日施行)

条例制定の背景

本市南部は、海拔ゼロメートル地帯の低平な岡山平野に位置し、大雨の際には排水が困難な地形のため、過去にたびたび浸水被害に見舞われています。浸水対策としては、河川や下水道の整備などを計画的に進めていますが、近年、全国的にも降雨が局地化、激甚化するなど雨の降り方も変化してきており、市民や事業者などの幅広い主体と連携した浸水対策を進める必要があります。

このため、政令市では初めてとなる総合的な浸水対策を定める「岡山市浸水対策の推進に関する条例」を制定しました。



平成6年7月 岡山市北区錦町地内

条例の目的とポイント

条例の目的

浸水対策の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、浸水対策を推進するための基本となる事項を定めることにより、浸水対策を総合的かつ計画的に推進し、市民のみなさまが安全で安心して暮らすことのできる岡山市を実現することを目的とします。(第1条)

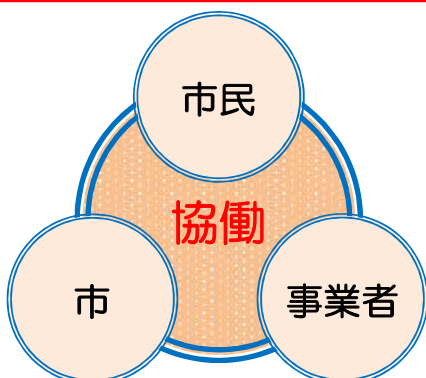
条例のポイント

第1章 総則

(第2条～6条)

基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにして、協働して浸水対策を推進します。

市、市民及び事業者が浸水対策にかかる理念を共有することと併せて、協働して浸水対策に取り組むためにそれぞれの主体が果たすべき役割を明確にしました。



市：浸水対策を推進するとともに、市民・事業者の意識啓発に努める

市民：浸水対策について理解、関心を深め、地域の浸水対策に努める

事業者：地域社会の一員であることを認識し、市・市民とともに浸水対策の推進に努める

第2章 浸水対策の基本的な施策等

(第7条～13条)

基本計画を策定し、浸水対策を総合的かつ計画的に推進します。

浸水対策の方向性を定める基本計画を策定し、河川や下水道の整備、公共施設などへの雨水流出抑制施設の設置、農業用水路等の水位の事前調整、水防体制に関する普及啓発を図るなど、浸水対策を総合的かつ計画的に進めます。

流域全体で取組む浸水対策の方向性を定める



イメージ図

第3章 開発行為等における雨水排水計画の協議等

(第14条～18条)

一定規模以上の開発行為等において、雨水の一時貯留など流出抑制にかかる雨水排水計画の協議を義務化します。

雨水排水計画の協議と、これに基づく対策の実施によって、開発と浸水対策の両立を図ります。

雨水排水計画の事前協議を義務化



岡山市と協議

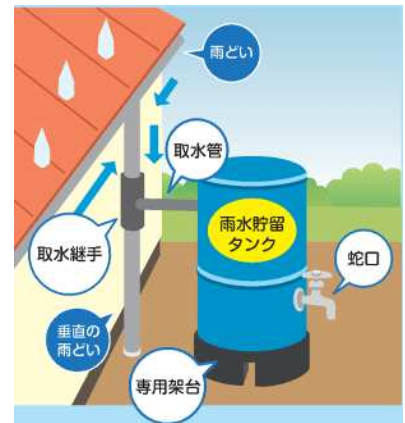
第4章 市民及び事業者への支援

(第19条)

市民や事業者が行う雨水流出抑制の取り組みへの財政支援等を行います。

市民や事業者が、積極的に浸水対策に取り組めるよう雨水流出抑制施設の設置に対する技術的な助言や財政支援を行います。

個人等が取組む雨水流出抑制対策への支援



第5章 岡山市浸水対策推進協議会

(第20条～第23条)

岡山市浸水対策推進協議会

岡山市浸水対策推進協議会を設置します。

浸水対策を効果的に進めるため、広く有識者等から意見をお聴きするための協議会を設置します。



有識者

関係団体等

「岡山市浸水対策行動計画2019」に基づく主な取組み

「岡山市浸水対策の推進に関する条例」の制定に伴い、「岡山市浸水対策基本計画」を作成し、その実効性を担保し、浸水対策を実現するため、「岡山市浸水対策行動計画」を作成しました。目標30年後)を見据えた、短期(概ね5年)、中期(概ね10年)の施策を策定し、進捗状況を適宜フォローアップしながら、浸水対策を推進しています。



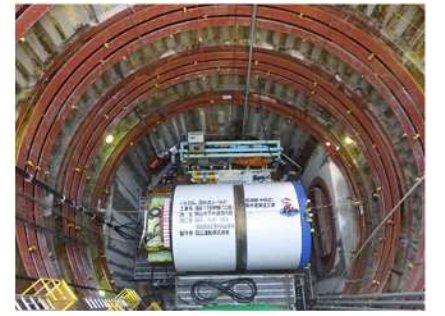
浸水対策ロードマップ		市	市民	事業者	時期 2018年~	短期 (おおむね5年)	中期 (おおむね10年)	目標 (おおむね30年)	
目標Ⅰ 市民の日常生活の確保	1 河川・下水道整備	①河川整備	○	-	-	行動	国・県・市管理河川の整備及び改修		
						進捗			
		②下水道整備	○	-	-	行動	内水氾濫を防ぐ下水道施設の整備		
	進捗								
③貯留施設の整備	○	-	-	-	行動	暫定貯留管:浦安排水区の整備	西排水区の整備		
						合流式下水道の再整備			
目標Ⅱ 都市機能の確保	2 流域対策	④既存ストックの有効活用	○	○	-	行動	局所的かつ効率的な対策の実施	維持管理等の計画策定	計画に基づく維持管理等の実施
						進捗	雨水取水ゲートの遠隔操作化の実施		
	⑤農地・森林・緑地の保全	○	○	○	-	行動	「緑の基本計画」に基づく公園整備の推進		
						進捗			
⑥公共施設における貯留浸透施設設置	○	○	-	-	行動	雨水貯留・浸透施設の設置			
					進捗				
⑦民間施設における貯留浸透施設設置	○	○	○	-	行動	開発行為等における流出抑制対策の実施			
					進捗	戸別住宅等における雨水貯留タンクの設置(浸水対策意識の向上)			
3 減災対策	⑧事前の情報周知・啓発	○	○	○	-	行動	出前講座による周知・啓発		
						進捗	内水ハザードマップの配布		
						行動	止水板設置助成制度の創設	止水板設置助成制度の活用	
⑨防災資機材の配置・支給	○	○	○	-	行動	地下街の浸水防止計画の作成	地下街の情報周知システム構築、避難訓練の実施等		
					進捗	土のう配布等支給継続、町内会・自主防災会との連携強化や連絡体制の構築・運用			
⑩地域づくりの啓発・促進	○	○	○	-	行動	自主防災会結成促進			
					進捗				
目標Ⅲ 市民の生命の確保	4 避難対策	⑪効果的・効率的な災害情報発信	○	○	○	行動	防災行政無線等の機器更新配備	災害用モバイル端末等を活用した情報伝達訓練の実施	
						進捗	防災まちづくり学校の受講促進	メールやSNS及び防災アプリ等を活用した情報提供	
⑫避難体制の整備・周知	○	○	○	-	行動	旭川タイムラインの運用・訓練・PDCA等	防災まちづくり学校の内容向上		
					進捗	総合防災訓練・水防訓練継続実施			
						多世代にわたる市民の防災訓練参加促進、市民と地区の事業者等による地域防災力向上			



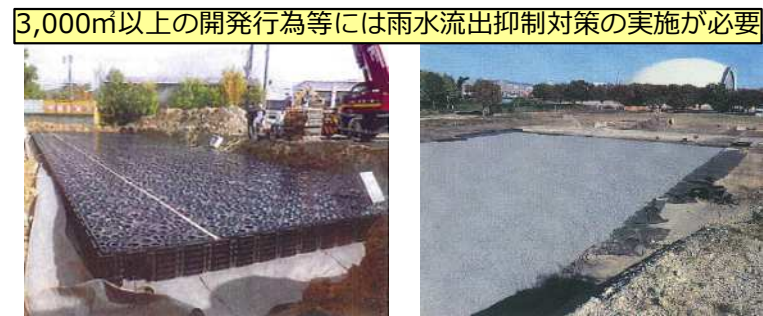
倉安川改修工事完了箇所



今保排水区白石ポンプ場完成イメージ



浦安1号雨水幹線整備状況



3,000㎡以上の開発行為等には雨水流出抑制対策の実施が必要

民間事業者によるプラスチック貯留槽設置状況

西部総合公園における碎石貯留槽設置状況



用水路の事前の水位調整状況



土のう配布実施状況



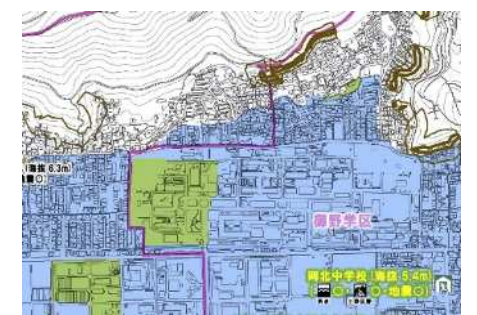
可搬式ポンプ試運転実施状況



出前講座実施状況



地域の防災訓練状況



洪水・土砂災害ハザードマップ



避難確保計画作成支援講習会実施状況

既存農業用水路の有効活用について: 事前水位調整

農業用水路の有効活用

- 本市では、広大な岡山平野に農業用水路が張り巡らされ、雨水排水の重要な役割を兼ねている
- 農業用水路であるため、かんがい期には水位は高く保たれており、結果として貯留能力が不足した状態となっている
- 大雨時には農業用水路の水位が低下していれば、通水断面が確保されるとともに降雨を貯留することも可能となる
- 農業用水路の利水容量を一時的に貯留容量として借りて浸水対策に活用している

農業用水路の持つ貯留能力

- 50cmの水位低下により、1ha面積当たり約50m³の貯留容量
- 仮に市街化区域全域で実施できた場合
50m³/ha × 10,388ha (市街化区域面積) = 519,400m³の貯留効果

事前水位調整の取り組み

- 貯留能力を発揮するためには、大雨が予想される場合の**事前の対応**が重要
- 気象情報等に基づき、取水制限及び事前排水を実施するため、各管理者が連携した連絡体制の強化が必要

水位調整前



水位調整後

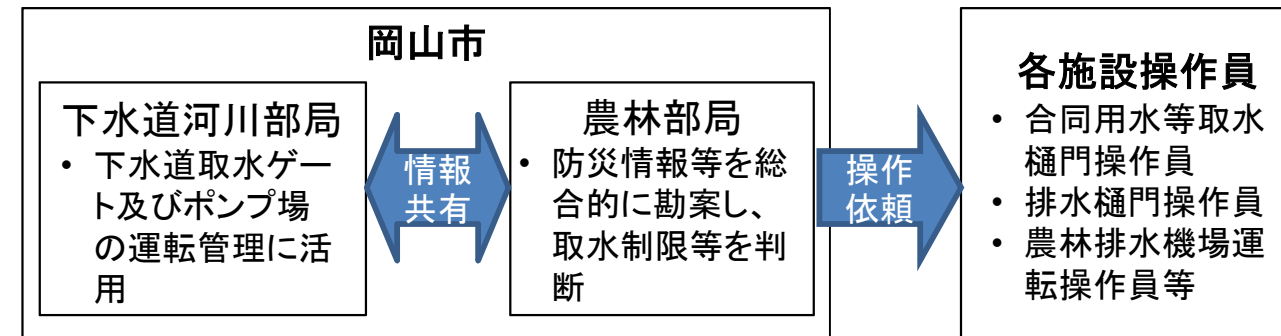


水位調整状況写真



主要幹線用水路網図

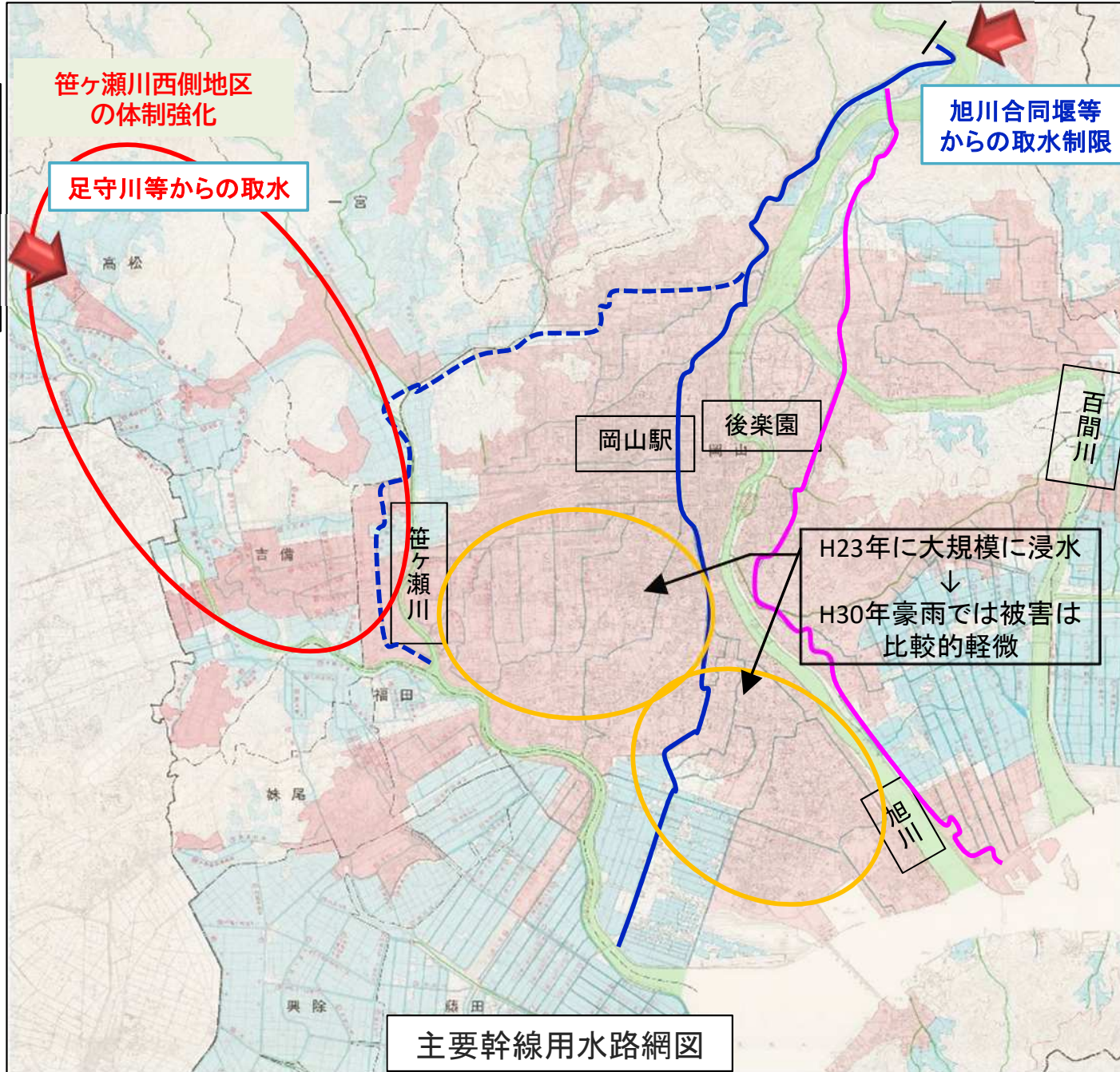
事前水位調整の体制イメージ



農業用水路等の事前水位調整について(実施状況)

今後について

- 笹ヶ瀬川の西側地区でも、順次、連絡体制を強化し、段階的に事前の水位調整の運用を図る



これまでの取組

- 平成23年台風12号被害をきっかけに、笹ヶ瀬川の東側では、市管理者とゲート操作者等との連絡体制を強化

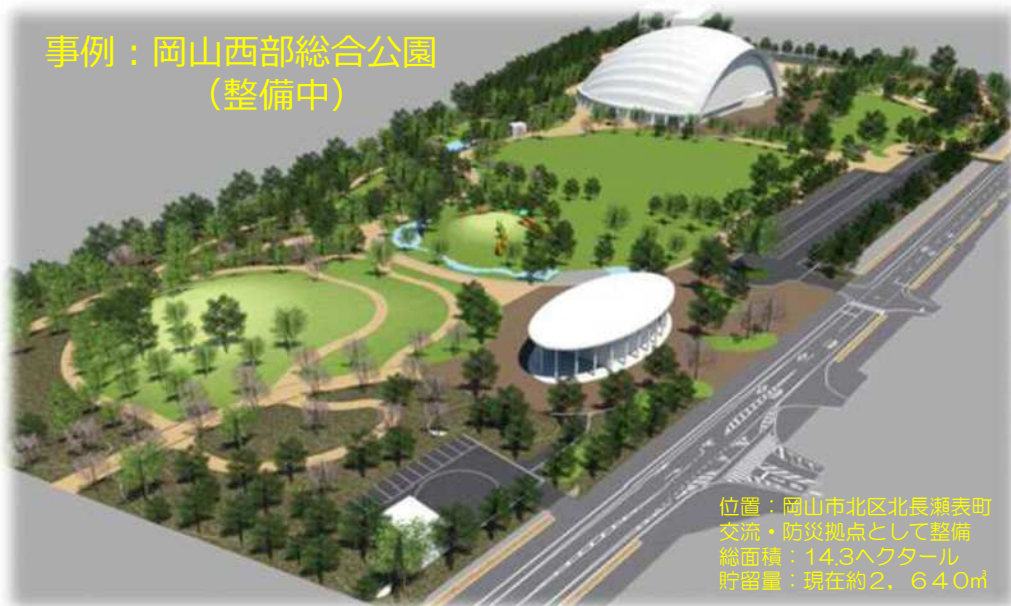


- 平成30年7月豪雨では事前に水位調整が実施され、浸水被害が軽減

「岡山市浸水対策の推進に関する条例」では、3,000平方メートル以上の開発行為等における雨水排水計画の協議の義務化や雨水流出抑制施設の設置に対する民間事業者への財政支援を行っています。公共・民間ともに、雨水貯留、浸透施設の設置を推進しています。

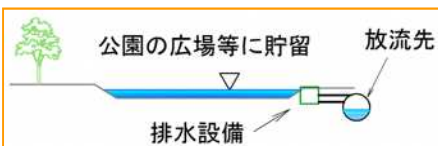
公共施設：10施設、総容量約5,600m³ (R3.2.28時点)

事例：岡山西部総合公園
(整備中)

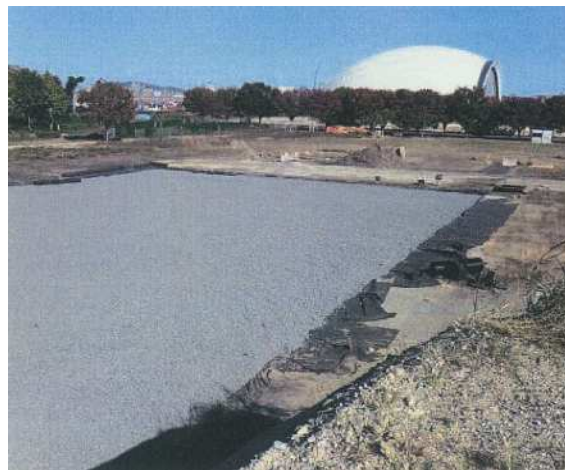
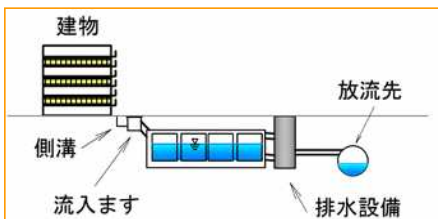


位置：岡山市北区北長瀬表町
交流・防災拠点として整備
総面積：14.3ヘクタール
貯留量：現在約2,640m³

採用工法（地表面貯留）



採用工法（地下空間貯留）

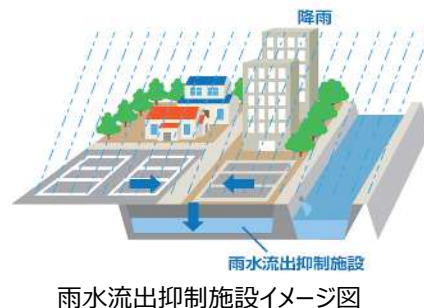
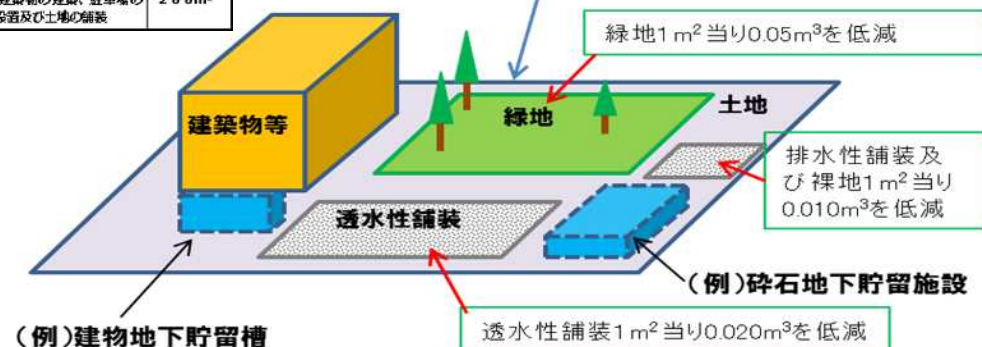


岡山西部総合公園における砕石貯留槽設置状況

民間施設：33施設、総容量約4,300m³ (R3.2.20時点)

開発行為の種類	必要貯留量
開発行為	300m ³
建築物の建築、駐車場の設及及び土地の舗装	200m ³

対象となる敷地等の面積 3,000m²以上



事例：民間事業者によるプラスチック貯留槽設置状況

